

死亡牛のBSE検査対象の変更について

令和6年4月1日から、死亡牛のBSE検査の対象が変更となります。
変更内容をご理解いただき、検査漏れがないようご協力をお願いします。

<現行> (令和6年3月31日まで)

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			
起立不能牛		検査対象	
特定症状牛	検査対象		

<変更後> (令和6年4月1日から)

	0か月齢	48か月齢	96か月齢
通常の死亡牛			
起立不能等を呈する牛*	検査対象		
BSE関連症状を呈する牛*			
特定症状牛			

※感染症、代謝性、外傷性等の一般的な理由で説明できるものを除く

• 通常の死亡牛は、月齢を問わず検査の対象となりません。

• 検査対象となる「起立不能等を呈する牛」、「BSE関連症状を呈する牛」、「特定症状牛」は、月齢を問わず、BSE検査を実施する必要があるかどうか、獣医師による診断が必ず必要となります。**かかりつけの獣医師に速やかに連絡して指示に従って対応して下さい。**

👉 検査対象牛の詳細については裏面をご確認ください。

• 生前の異常行動等の履歴がBSE検査の対象とするか否かを判断する重要な情報となるため、平時の健康観察を徹底するとともに、異常行動等が認められた場合は適切に記録・保管し、獣医師の求めに応じて情報提供してください。

BSE検査対象牛の詳細

【起立不能等を呈する牛】

死亡前に歩行困難、起立不能等の症状（異常姿勢（犬座姿勢）、異常歩様（特に後肢運動失調）、頭を低くすること、障害物回避が困難になること、起立不能等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が進行性であり、行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由（感染症、代謝性、外傷性、腫瘍性又は毒性の原因をいう。以下同じ。）では説明できないもの

【BSE関連症状を呈する牛】

死亡前に進行性の行動変化（治療の効果が期待できない、沈鬱、緊張、目又は耳の左右非対称かつ過剰な動き、明らかな流涎の増加、鼻を舐める動作の増加、歯ぎしり、振戦、過剰な発声、パニック反応、過剰な警戒等）又は進行性の非特異的な症状（乳量減少、栄養状態の悪化、体重減少、徐脈及びその他心拍障害等）を呈していた又は呈していた可能性が高い牛であって、その症状が行動変化又は神経症状を呈する他の一般的な理由では説明できないもの

【特定症状牛】

以下の症状を呈していた又は呈していた可能性が高い牛。

- ① 治療の効果が期待できない進行性の次のいずれかの行動変化があること。
 - a. 興奮しやすい
 - b. 音、光、接触等に対する過敏な反応
 - c. 群内序列の変化
 - d. 搾乳時の持続的な蹴り
 - e. 頭を低くし、柵等に押しつける動作の繰り返し
 - f. 扉、柵等の障害物におけるためらい
- ② 感染症の疑いがなく、かつ、原因が不明の進行性の神経症状があること。

・BSE検査の対象となった死亡牛の輸送費等については、引き続き東京から助成措置が受けられます。